

地域における多様な主体の連携による 生物の多様性の保全のための活動の促進に関する法律案(仮称) の検討状況について

現状の課題等

◆生物多様性について深刻な危機に直面

- 希少な野生動植物の減少
 - ・人間活動や開発による種の減少
- 二次的自然の手入れ不足
 - ・竹林の増加による雑木林の侵食
 - ・鳥獣（ニホンジカ等）による生態系被害
- 外来種の侵入による生態系の攪乱
 - ・本来その地域に生息・生育しない種や園芸種等の侵入による在来種の駆逐



地域希少種の減少



本来その地域に生育しない樹木の侵入による生態系の攪乱



シカによる樹木の採食

◆地域の特性に応じた保全活動が必要

- 地域の特性を踏まえた活動の必要性
 - ・我が国の自然的・社会的状況は地域によって多種多様
 - ・保全活動も地域の特性に対応することが必要
- 多様な主体の連携による活動の重要性
 - ・地域における生物多様性の保全に中心的な役割を担う地方公共団体や民間団体、住民等の多様な主体の連携が重要
 - ・しかし、活動を希望する団体と、活動を求める土地所有者との間でミスマッチが見られる等、必ずしも効果的な連携が図られていない



野生動物の餌場となる水辺の整備



竹林の防除

◆生物多様性の保全に対する社会的要請の拡大

- 生物多様性基本法(平成20年)の制定
 - ・多様な主体の連携による保全活動の重要性(基本法第21条)
 - ・基本法に基づく生物多様性国家戦略2010(3月閣議決定)の策定
- 生物多様性条約COP10の開催(愛知県名古屋市)
 - ・我が国は議長国としてリーダーシップを発揮する必要
 - ・「多様な主体の参加の促進」についても議論

これらの課題等に対処するため、**地域における多様な主体の連携による生物多様性保全活動を促進する制度の構築が必要。**

地域における多様な主体の連携による 生物の多様性の保全のための活動の促進に関する制度の考え方

制度の目的

多様な主体が有機的に連携して、地域の特性に応じた生物の多様性の保全のための活動に取り組めるよう、市町村が地域連携保全活動の促進に関する計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）を作成し、主務大臣がその認定を行うとともに、認定を受けた計画に基づく地域連携保全活動※等に特別の措置等を講じるものとする。

※地域連携保全活動：生態系に係る被害を及ぼす動植物の防除、野生動植物の保護増殖、生態系の状況を把握するための調査など、地域における生物の多様性を保全するための活動であって、地域の特性に応じ、多様な主体が有機的に連携して行うものをいう。

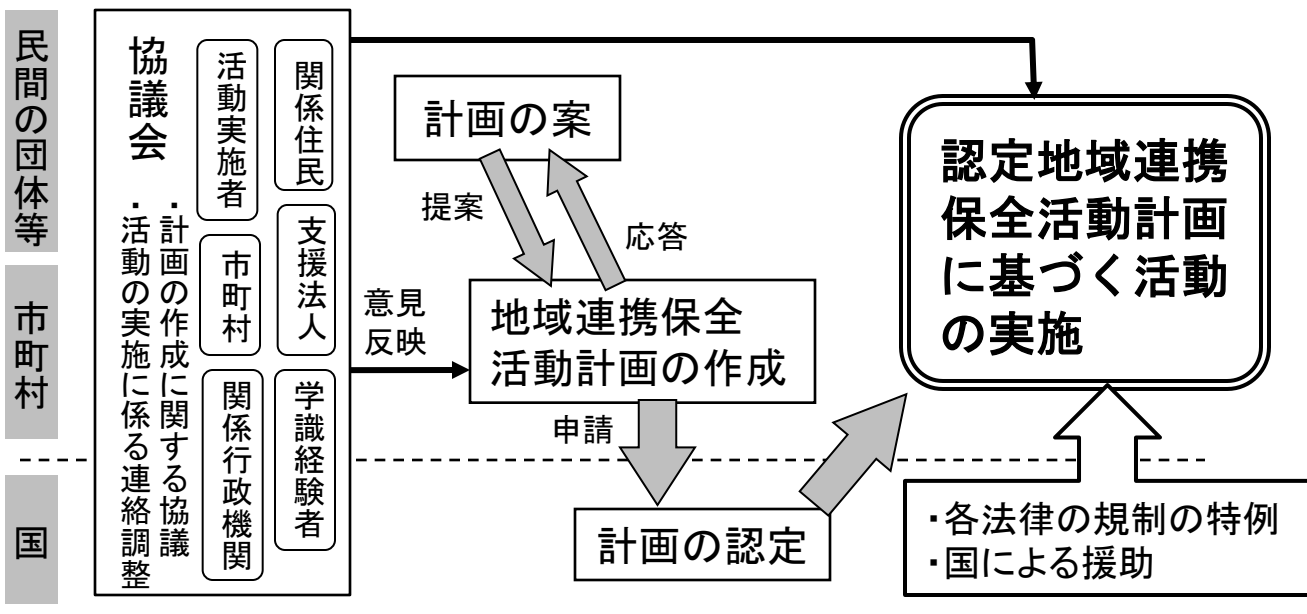
基本方針の策定

主務大臣は、地域連携保全活動の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。基本方針には、以下の事項を定めるものとする。

- ①地域連携保全活動の促進の意義に関すること
- ②地域連携保全活動の促進のための施策に関すること
- ③地域連携保全活動計画の作成に関すること
- ④地域連携保全活動計画の認定に関すること
- ⑤地域連携保全活動の促進に際し配慮すべきこと 等

基本方針は、生物多様性国家戦略との調和が保たれたものとする。

地域連携保全活動の促進の枠組み（概要）



地域連携保全活動の促進の枠組み

<地域連携保全活動計画の認定>

- (1) 市町村は、単独又は共同して、基本方針に基づき、地域連携保全活動計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができるものとする。計画には、以下の事項を定めるものとする。
 - ① 計画の区域
 - ② 計画の目標
 - ③ 市町村・民間の団体等が行う地域連携保全活動の実施場所、実施時期、実施方法
 - ④ 計画期間 等
- (2) 民間の団体等は、市町村に対し、地域連携保全活動をその内容に含む地域連携保全活動計画の案の作成について提案をすることができるものとし、市町村は、当該提案に応答するものとする。
- (3) 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、協議会が組織されているときは、当該地域連携保全活動計画に記載する事項について当該協議会における協議をしなければならないものとする。
- (4) 地域連携保全活動計画は、生物多様性地域戦略との調和を図るものとする。
- (5) 主務大臣は、地域連携保全活動計画が、基本方針に適合するものである等の基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

<協議会>

市町村は、地域連携保全活動計画の作成や実施に係る連絡調整を行うため、協議会を組織することができるものとする。協議会は以下の者をもって構成するものとする。

- ① 市町村
- ② 活動を行おうとする者
- ③ 地域連携保全活動支援法人、関係住民、学識経験者、関係行政機関その他の市町村が必要と認める者

<国等の援助>

国等は、地域連携活動の促進を図るため、必要な援助を行うよう努めるものとする。

<自然公園法、森林法、都市緑地法等の特例>

- (1) 国立公園又は国定公園、自然環境保全地域、生息地等保護区、鳥獣保護区特別保護地区、地域森林計画の対象民有林、緑地保全地域、近郊緑地保全区域等の法律に基づく地域内において、認定地域連携保全活動計画に定められた者が当該計画に従って行為を行う場合には、それぞれの法律による許可等があったものとみなすものとする。
- (2) 認定地域連携保全活動計画に定められた者が当該計画に従って特定外来生物の防除を行う場合には、外来生物法の防除の確認又は認定を受けたものとみなすものとする。

地域連携保全活動支援法人

都道府県知事は、以下の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人格を有する民間団体について、支援法人として指定することができるものとする。

- ①地域連携保全活動を行おうとする者、その所有する土地において地域連携保全活動が行われることを希望する者、地域連携保全活動に対して協力をしようとする者その他の関係者間における連携及び協力の促進のためのあっせんの実施
- ②照会及び相談に応じ、有識者の派遣、情報の提供その他の援助の実施 等

土地の取得等

国は、民間の団体による生物の多様性の保全上重要な土地の取得及びその土地の維持・保全のための活動が促進されるよう、技術上の助言、資料の提供その他必要な援助を行うように努めるものとし、民間の団体が取得した生物の多様性の保全上特に重要な土地(国立公園等)について、国が寄附により取得した場合には、民間の団体の意見を聴くなどにより、当該土地における生物の多様性を長期にわたり保全するための方針を作成するものとする。

所有者不明地に関する施策の検討

政府は、土地の所有者が判明しないことその他の事情により、生物の多様性を保全するための活動が困難な場合における、生物の多様性を保全するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※ 制度の考え方については、関係省庁と調整中。